

東京都立光明学園における飲料自動販売機設置契約使用者決定基準

1 審査機関

技術点の審査及び評価については、東京都立光明学園における飲料自動販売機設置使用者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

2 使用者決定基準

(1) 使用者の決定方法

使用者の決定は、下記3に定める評価方法により算出された技術面の評価点（以下「技術点」という。）が最も高い者とする。

ただし、以下のア～ウに該当する場合は技術点に関わらず使用者としない。

ア 次に示す使用者の要件を全て満たしていない場合

- ・ 飲料自動販売機業の営業経験年数が5年以上であること
- ・ 税金を完納していること
- ・ 資産状態が良好であること
- ・ 東京都内に事業の店舗を有していること

イ 提出が必須とされた資料を未提出の場合

ウ 技術点を評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽又は捏造が確認された場合

(2) 技術点の得点配分

220点を満点とする。

技術点の評価項目及び配点は、別紙「評価項目、評価基準及び配点表」のとおりとする。

3 技術点の評価方法

(1) 技術点の評価方法

2 (2) 記載の評価項目における区分ごとに評価し、評価点の合計を持って技術点とする。評価点は4段階評価とし、良い提案は15点(50, 30点)、普通の提案は10点(30, 20点)、不良の提案は5点(10点)、提案なし又は評価できる提案となっていない提案は0点とする。

(2) 技術提案書の技術点

選定委員会各委員の採点を合計した値とする。

4 その他

(1) 提出された資料の書換え、差替え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 提出された提案書のうち、本契約の受託者が提出した提案書については、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。